

財団法人全国地域情報化推進協会 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人全国地域情報化推進協会（英文名 The Association for Promotion of Public Local Information and Communication : 略称 APPLIC) という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域情報化を推進する基盤の開発、構築、活用等を行うに当たって必要とされる調査・研究、情報の収集・提供、人材の養成等を行うことにより、地域における情報通信の高度化を図り、ひいては我が国の地域情報化の健全な進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域情報化に関する調査、研究及び提言
- (2) 地域情報化に関する情報の収集、交換、提供及び助言
- (3) 地域情報化に係る人材の養成
- (4) 地域情報化に関する普及活動
- (5) 地域情報化を推進する基盤の開発・調査研究及びその成果の周知・普及
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際し、寄附された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立に際し、基本財産として寄附された財産
- (2) 設立後、基本財産として寄附された財産
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の承認を受けてこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵便局又は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て変更することができる。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、会計年度毎に理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、監事の監査を経て、毎会計年度終了後3か月以内に理事会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第12条 この法人の毎会計年度の剰余金は、翌会計年度に繰り越し、又は理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるものとする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、評議員等

(役員)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事16名以上21名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第15条 役員は、評議員会が総会の意見を聴いて選任する。ただし、評議員会が開催されるまでの間において補欠役員を選任する必要があるときは、評議員会が定める基準に基づき、理事会において選任することができる。この場合、会長はその旨を次期評議員会に報告しなければならない。

2 会長、副会長、理事長及び専務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、理事会の定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務の執行を統括する。また、理事長は、会長及び副会長ともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行するとともに、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長の定めるところにより、その職務を代行する。

5 理事は、この法人の業務を執行する。

6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当する場合は、評議員会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員報酬)

第19条 常勤の役員には、評議員会の議決により報酬を支給することができる。

(評議員)

第20条 この法人に、評議員23名以上28名以内を置く。

2 評議員は、会員のうちから、会長が総会の意見を聴き、理事会の承認を得て委嘱する。

3 評議員任期は、第17条の定めを準用する。

4 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。

5 評議員が会員の資格を失ったとき、又は評議員たるにふさわしくない行為があったときは、会長は、理事会の承認を得て解嘱することができる。

6 評議員には、報酬を支給しない。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、専務理事がこれを統括する。

2 事務局には所要の職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会 議

(種別及び構成)

第22条 この法人の会議は、理事会、評議員会及び総会とする。

2 理事会は、理事をもって構成し、評議員会は、評議員をもって構成する。

3 総会の構成は、理事会で定める。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算の報告を受けるとともに、理事長からの業務の執行に関する諮問事項を議決する。

3 総会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算について承認を行うとともに、業務に関し会長が必要と認めた事項について議決する。

(招集)

第24条 会議は、会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

2 構成員の総数の3分の1以上の者、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があるときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも開会の日の10日前に通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、会長とする。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の互選によってこれを選任する。

3 総会の議長は、会長とする。

(定足数)

第26条 会議は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 会議の議事は、この寄附行為で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(会議に関する特例)

第29条 会長は、あらかじめ理事会が定める事項については、書面又は電子メールにより賛否を求め、理事会に代えることができる。ただし、理事又は監事から異議の申出があった場合はこの限りでない。

2 総会は、やむを得ない場合、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(議事録)

第30条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数又は氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第31条 この法人の事業運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

2 委員会の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 会員

(会員)

第32条 この法人の趣旨に賛同する者は、会員となることができる。

2 会員は、次の特典を受ける。

- (1) この法人の調査・研究等の成果に関する資料の配付
- (2) この法人が保管する資料についての便宜の供与
- (3) その他この法人の事業に関する情報の提供

3 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、特に理事会の承認を得たものについては、この限りでない。

4 その他会員及び会費に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の許可を得なければ解散することができない。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、総務大臣の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第35条 この寄附行為の施行について必要な事項はこの寄附行為で別に定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、この寄附行為の定めにかかわらず、設立発起人会の定めるところによることとし、その任期は、昭和62年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、この寄附行為の定めにかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、この寄附行為の定めにかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。